

技能章に関する教育規程の改正

－ 技能章および細目に関する修正 －

<改正条文>

第7章 教育の方法 7-35 技能章

平成31年2月17日 スカウト教育推進会議承認 平成31年2月17日施行

<改正条文>

施行細則 第7章 教育の方法 7-63-1 技能章課目

平成31年2月17日 スカウト教育推進会議承認 平成31年4月1日施行

第7章 教育の方法

条文番号	条文(現行)	条文(改正案)	備考
7-35 技能章	技能章の課目の考査は、技能章考査員が行う。 ただし、 <u>1級と菊の課目の技能章及び公民章は</u> 、隊長の認定で履修できる。 ② 技能章考査員は、考査の結果をスカウトの所属隊長に報告する。	技能章の課目の考査は、技能章考査員が行う。 ただし、 <u>一部の技能章については</u> 、隊長の認定で履修できる。 ② 技能章考査員は、考査の結果をスカウトの所属隊長に報告する。	・ 選択による通信・計測・観察が抜けているため

7-63-1 教育規程 施行細則

条文番号	条文(現行)	条文(改正案)	備考
7-63-1 技能章課目	<p>79. 薬事章</p> <p>(1) 薬の起源や歴史(生薬、抽出成分、化合物などの創薬の歴史)について調べ報告すること。</p> <p>(2) 次の薬の剤形について、それぞれの特徴(用途や使用方法など)が説明できること。 ア 錠剤 イ カプセル剤 ウ 散剤 エ 液剤 オ トローチ剤 カ 塗布薬 キ 貼付剤 ク 点眼剤 ケ 点鼻剤 コ 点耳剤 サ 吸入剤 シ 坐剤 ス 湿布剤</p> <p>(3) 次の用語について例をあげて説明できること。 ア 主作用、副作用 イ 相互作用(薬と薬、薬と飲食物) ウ 薬物アレルギー エ 用法、用量</p> <p>(4) 次の用語について説明できること。 ア OTC医薬品 イ 要指導医薬品 ウ 一般用医薬品(第一、二、三類) エ 医薬部外品</p> <p>(5) 薬物乱用防止について研究し、報告すること。</p> <p>(6) 症状にあった薬を選び、その理由を説明できること。</p> <p>(7) 医療品、医薬品が市場に出るまで(治療に使われるまで)の過程が説明できること。</p> <p>(8) 過去に起きた薬害について1例をあげて説明できること。</p> <p>(9) 薬用に用いることができる薬草になるものを列挙し、その内の1つについて実演すること。</p>	<p>79. 薬事章</p> <p>(1) 薬の起源や歴史(生薬、抽出成分、化合物などの創薬の歴史)について調べ報告すること。</p> <p>(2) 次の薬の剤形について、それぞれの特徴(用途や使用方法など)が説明できること。 ア 錠剤 イ カプセル剤 ウ 散剤 エ 液剤 オ トローチ剤 カ 塗布薬 キ 貼付剤 ク 点眼剤 ケ 点鼻剤 コ 点耳剤 サ 吸入剤 シ 坐剤 ス 湿布剤</p> <p>(3) 次の用語について例をあげて説明できること。 ア 主作用、副作用 イ 相互作用(薬と薬、薬と飲食物) ウ 薬物アレルギー エ 用法、用量</p> <p>(4) 次の用語について説明できること。 ア OTC医薬品 イ 要指導医薬品 ウ 一般用医薬品(第一、二、三類) エ 医薬部外品</p> <p>(5) 薬物乱用防止について研究し、報告すること。</p> <p>(6) 症状にあった薬を選び、その理由を説明できること。</p> <p>(7) 医療用医薬品が市場に出るまで(治療に使われるまで)の過程が説明できること。</p> <p>(8) 過去に起きた薬害について1例をあげて説明できること。</p> <p>(9) 薬用に用いることができる薬草になるものを列挙し、その内の1つについて実演すること</p>	<p>・ 医療品、医薬品→医療用医薬品に修正</p> <p>・ 口にに入れることができる薬は医薬品のみであり、自家製の薬は時代にそぐわない。全体削除。</p>